

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

平成20年7月5日

ふるさとの清津川を守る会事務局

藤ノ木信子

淀川水系流域委員会の意見を聴いてください！

私は新潟県の信濃川水系清津川流域に住む者です。

かつて清津川には、国交省直轄事業の清津川ダム計画があり、信濃川上流部に幾つものダムを建設し、洪水時に下流部での水位を下げるという計画の一つとされていました。その規模は総貯水容量一億七千万立方メートル、建設費二千五百億円(平成10年度の算定額で実際には五千億円と言われた)の大きな多目的ダムでした。

信濃川水系には一貫した流域委員会が設置されておらず、北陸地方建設局事業評価監視委員会は、学識者や経済人など第三者からなる諮問機関(清津川ダム専門委員会)を設けダム計画について検討させました。専門委員会は1年間にわたり、治水利水・費用対効果を審議し、また一般住民からのヒアリングも行い、地域にとって最良の答申をするべく回数を重ねました。会は原則公開となり、多くの傍聴者が毎回その行方を見守りました。

結果、専門委員会が出した答申は、信濃川全体の治水計画において、清津川ダム建設は河川・堤防改修等の施策と比べ順位性が低いとし、実施計画調査を中止するというものでした。北陸地方整備局はその答申を受け、計画を事実上の中止としました。

下流域の私たちは、当初計画でダムに沈むはずだったブナ林や、ダム直下になる名勝天然記念物清津峡の景観を守り、次の世代に残すことができたことを心から喜びました。

ダム予定地は上信越高原国立公園内



ダムの影響を受けるとされていた名勝天然記念物清津峡



エメラルドグリーンの清流は景観のポイント



イワナをはじめ多くの渓流魚は子ども達からの預かり物



水没予定地のブナ林

貴局の設置された淀川流域委員会は、全国でも進んだ取り組みとして河川法が正しく運用されているものと注視しておりましたが、このたびの約束破りの見切り発車はどうしたことでしょう。これでは先進例どころか、国が専決で行っていた時代に逆戻りで、河川法第16条二は何のためにあるのでしょうか。

ご存知の通り、新潟県では平成16年7月豪雨の洪水で、大きな被害がありました。この7.13水害では、信濃川支流の堤防が決壊し、逃げ遅れた体の不自由な高齢者が命を落とすことになりました。支流上流にあるダムは想定範囲の雨には一定の治水効果はあっても、未曾有の豪雨に対しては無効に等しく、「かえって下流の水防意識を低下させることになった」、「破堤しないよう堤防強化策がとられていれば、たとえ溢れても人命に係る被害は免れたのでは？」との声もあります。ダムに頼った治水は、流域に住む人の危機意識を低くし、川と人の関係が希薄になりかねません。流域の治水は流域自治の考え方で進めるべきで、そのための河川法改正であったと思います。

どうか貴局が発表した淀川水系河川整備計画案を取り下げ、流域委員会の意見を真摯に聴いてください。流域委員会と貴局の関係改善をはかり、国民に開かれた河川行政をされることを願っています。

以上

ふるさとの清津川を守る会事務局
藤ノ木信子